

令和6年3月4日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期 （履行期限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	令和6年度久居演習場井戸水の 水質検査（大腸菌）ほか2件	久居駐屯地	R6.3.29	R6.3.4	R6.3.12 12:00	R6.3.12 13:00		

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

住所 〒514-1118

三重県津市久居新町975

契約機関名（担当）第337会計隊（種田・おいだ）

電話番号（内線）059-255-3133（内349）

FAX 059-255-3290

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

番号	品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
1	令和6年度久居演習場井戸水の水質検査(大腸菌)	仕様書のとおり	個	12		
2	令和6年度久居演習場井戸水の水質検査(嫌気性芽胞菌)	仕様書のとおり	個	12		
3	令和6年度久居演習場井戸水の水質検査(クリプトスポリジウム)	仕様書のとおり	個	4		
4		以下余白				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
納入(履行)場所		久居駐業	納 期		R06/04/01~R07/03/31	
契約保証金		(免除)	見積年月日		6.3.12 1300	

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(個人の場 合)、当団体(団体の場 合)は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 平 木 博 貴 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、代表者連絡先、担当者名及び連絡先を記載すること。
代表者が担当者を兼ねる場合は「代表者に同じ」と記入してください。

代表番号 () 担当者氏名 及び連絡先 ()

市場価格調書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

こちらは市場価格調書になります。貴社の見積最低価ではなく、一般的な市場価格に送料・諸雑費等を含めた金額をご記入の上、下記期日までにFAX又はメールによりご提出をよろしく申し上げます。

市場価格調書提出期限：令和6年3月11日（月）
送付先（会計隊FAX番号）：059-255-3290（直通）

見積金額 ¥ (消費税及び地方税を含まない。)

番号	品名	規格	単位	数量	単価	金額
1	令和6年度久居演習場井戸水の水質検査（大腸菌）	仕様書のとおり	個	12		
2	令和6年度久居演習場井戸水の水質検査（嫌気性芽胞菌）	仕様書のとおり	個	12		
3	令和6年度久居演習場井戸水の水質検査（クリプトスポリジウム）	仕様書のとおり	個	4		
4		以下余白				
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
納入（履行）場所		久居駐業	納期		R06/04/01～R07/03/31	
契約保証金		(免除)	見積年月日		6.3.12 1300	

令和 年 月 日

分任契約担当官陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 平木 博貴 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、代表者連絡先、担当者名及び連絡先を記載すること。
代表者が担当者を兼ねる場合は「代表者に同じ」と記入してください。

代表番号 () 担当者氏名 及び連絡先 ()

仕 様 書

- 1 名 称 令和6年度久居演習場井戸水の水質検査（大腸菌）他2件
- 2 場 所 三重県津市久居新町975番地 陸上自衛隊久居駐屯地医務室
- 3 概 要 久居演習場井戸水の水質検査
- 4 検査内容 大腸菌、嫌気性芽胞菌及びクリプトスポリジウムの検査
- 5 特記事項 (1) 大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査は毎月行い、クリプトスポリジウムの検査については、6・9・12・3月に行うものとする。
(2) 検体(井戸水)の回収については、官側が行う。
(3) 検体回収容器は業者側が準備し、事前に担当係へ提出する。
(4) 検体回収の日時は、その都度担当係と調整する。
(5) 仕様書に明記していない事項は、担当係と調整し実施する。
- 6 報 告 (1) 検査結果が出たならば速やかに水質検査成績表を提出（上記場所に記す宛名に郵送）する。これをもって報告に変えるものとする。
(2) 検査結果の提出に遅れが生じる場合は、必ず担当係りへ報告する。
- 7 検 査 本役務は、検査官及び担当係により水質検査成績表の確認を行い、不備等が認められない場合に検査合格とし完了とする。